

避難行動要支援者名簿情報の取り扱いに関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、避難行動要支援者支援事業実施要領に基づき、避難行動要支援者名簿に記載されている情報（以下「名簿情報」という。）の提供及び受領に関して次のとおり協定を締結する。

（名簿情報の提供）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項及び松江市地域防災計画に基づき、災害時における安否確認及び避難支援等並びに平常時からの支援体制の整備等を実施するために、地区の範囲に限り、名簿情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により提供を受けた名簿情報を活用し、地域における避難行動要支援者に係る避難支援等の実施のため体制の構築に努めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により名簿情報を提供するときは、同意者名簿（様式第6号）（以下「同意者名簿」という。）に印字して提供するものとする。

（名簿情報の更新）

第2条 乙は、提供を受けた名簿情報を更新するときは、現に提供を受けている同意者名簿を甲に返却するものとする。

（名簿情報の管理及び保管）

第3条 乙は、第1条第1項に規定する名簿情報の提供を受けるときは、提供を受ける名簿情報を管理する者（以下「名簿情報管理責任者」という。）及び提供を受ける同意者名簿を閲覧することができる者（以下「名簿情報取扱者」という。）を別紙のとおり登録するものとする。

2 名簿情報管理責任者は、災害対策基本法第49条の13の規定に基づき、提供を受けた名簿情報について漏洩や拡散がないように適切に管理しなければならない。また、避難行動要支援者の避難支援等の目的以外に使用してはならない。

3 名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の者は、提供を受けた同意者名簿を閲覧してはならない。ただし、第1条第1項に規定する地区の担当民生委員は、提供を受けた同意者名簿を閲覧することができるものとする。

4 名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者は、提供を受けた同意者名簿を複写してはならない。

5 名簿情報管理責任者は、提供を受けた名簿情報が漏洩するおそれが生じたときは、速やかに甲と協議しなければならない。

(名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者の変更)

第4条 乙は、前条第1項で登録した名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者が変更になった場合は、甲に速やかに届け出るものとする。

2 乙は、前項の規定により名簿情報管理者を変更するときは、名簿情報管理責任者に本協定書及び名簿を継承するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

所在地 島根県松江市末次町86
甲 名称 松江市
代表者 松江市長 松浦 正敬

代表者住所
乙 団体名
代表者

(別紙)

名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者

団 体 名
代 表 者 名
住 所

名簿情報管理責任者		
氏 名		
住 所		
電 話 番 号		

名簿情報取扱者		
1	住 所	
	氏 名	
2	住 所	
	氏 名	
3	住 所	
	氏 名	
4	住 所	
	氏 名	
5	住 所	
	氏 名	